

陳 情 書

10
2023年10月10日

立川市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3

立憲共和党代表 角田 統領

立川市福祉事務所長事務委任規則と立川市組織規則との整合性を求める陳情

第1 陳情の趣旨

立川市福祉事務所長事務委任規則と立川市組織規則との整合性を求める。

第2 陳情の原因

- 1) 立川市福祉事務所長事務委任規則の第1条第2項は、「第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を福祉事務所長に委任する」と規定している。
- 2) 立川市組織規則第5条は、「福祉保健部に福祉事務所長を置く。福祉事務所長は、上司の命を受けて立川市福祉事務所設置条例（昭和26年立川市条例第37号）に規定する福祉事務所の事務を掌理する」と規定している。

第3 陳情の理由

立川市福祉事務所長事務委任規則の第1条第2項は、「地方自治法第153条第2項」を根拠法として、「市長の権限に属する事務の一部を福祉事務所長に委任する」と規定し、福祉事務所長を「その管理に属する行政庁」と規定しているが、立川市組織規則第2条第5項は、「福祉事務所長は、上司の命を受けて」と規定し、福祉事務所長を「地方自治法第153条第1項」の補助機関と規定しているから、福祉事務所長の位置づけに整合性がない。

